

認定液化石油ガス販売事業者制度エンブレム使用規約

制定：2019年3月14日

改正：2024年7月19日

改正：2025年1月23日

1. 目的

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく認定液化石油ガス販売事業者制度の運用に伴い、第一号認定液化石油ガス販売事業者及び第二号認定液化石油ガス販売事業者（以下、「認定 LP ガス販売事業者等」という。）の自主保安活動に係る取組を推進させることを目的とした、認定 LP ガス販売事業者等のエンブレム（以下、「エンブレム」という。）の適正使用のため、この使用規約（以下、「本規約」という。）を定める。

2. 使用の基準

- (1) このエンブレムを使用するときは、様式第 1 号に定める誓約書及び必要事項を記載したメールを経済産業省産業保安・安全グループガス安全室に送付すること。
- (2) このエンブレムは、認定 LP ガス販売事業者等に認定された事業者並びにその従業員のみが使用できるものとする。
- (3) 関係府省庁、地方公共団体、全国 LP ガス協会等が本規約の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、(1)及び(2)の規定を適用しない。
- (4) このエンブレムを使用する者（通常使用権者。以下、「使用者」という。）は、他人に、エンブレムの使用権を再許諾又は譲渡等することはできない。
- (5) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もエンブレムを使用することはできない。
 - ・ 特定の政治、思想、宗教、募金、寄付行為の活動に関するものに使用すること。
 - ・ 公序良俗に反するものに使用すること。
 - ・ 法令及び規則などに違反するものに使用すること。
 - ・ エンブレムは、特定の製品の性能を示すものではなく、また、特定の商品名やブランド名として使用することはできない。
 - ・ 本規約に反して使用すること。
- (6) このエンブレムと誤認される類似のマークは、使用してはならない。
- (7) エンブレムを使用した表現、表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意すること。使用に関するクレーム等には、経済産業省は一切責任を負わないものとする。

3. 使用区分

認定 LP ガス販売事業者等は次の使用区分に従いエンブレムを使用することができる。

使用区分	第一号認定液化石油ガス販売事業者	第二号認定液化石油ガス販売事業者
	 第一号認定 液化石油ガス販売事業者	 第二号認定 液化石油ガス販売事業者
配色	【ゴールド】 CMYK C0,M20,Y100,K15 RGB R228,G188,B0 HTML #e4bc00 特色 DIC-N807 【ブルー】 CMYK C80,M0,Y0,K0 RGB R0,G175,B236 HTML #00afec 特色 DIC-68 【ブラック】 CMYK C0,M0,Y0,K100 RGB R0,G0,B0 HTML #000000 特色 K100%	【シルバー】 CMYK C0,M0,Y0,K40 RGB R181,G181,B182 HTML #b5b5b6 特色 DIC-442 【ブルー】 CMYK C80,M0,Y0,K0 RGB R0,G175,B236 HTML #00afec 特色 DIC-68 【ブラック】 CMYK C0,M0,Y0,K100 RGB R0,G0,B0 HTML #000000 特色 K100%

4. 使用禁止例

- (1)エンブレムの上下左右の比率の変更、変形すること。
- (2)エンブレムを上下左右反転させること。
- (3)エンブレムを回転させること。
- (4)エンブレムの文字が識別できなくなるほど小さく表示すること。
- (5)エンブレムの文字、デザイン及び色を変更すること。
- (6)エンブレムが識別できなくなる背景色を用いること。
- (7)エンブレムに他のマーク等を重ねること。

5. 使用停止

- (1)認定 LP ガス販売事業者等は、その認定が取り消されたときは、エンブレムの使用を停止しなければならない。
- (2)いかなる場合にあっても経済産業省は、エンブレムの使用者が本規約に違反した場合やその他不適当と認める場合には、エンブレムの使用を停止させることができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。

6. 使用料

エンブレムの使用料は、無料とする。

7. 遵守事項

- (1)使用者は、関係法規及び本規約を遵守するとともに、エンブレムの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。
- (2)エンブレムの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。
- (3)使用者は、エンブレム使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとし、経済産業省は関知しない。
- (4)使用者は、経済産業省から要請がある場合は、エンブレムの使用実態の報告等を行わなければならない。
- (5)経済産業省が本規約を更新し、利用条件を変更した場合は、既にエンブレムを使用している者も変更後の本規約及び利用条件を適用する。

8. 使用期間

認定 LP ガス販売事業者等に認定されている期間内とする。

9. その他

- (1)エンブレムに関する権利は、経済産業省に属する。
- (2)本規約の解釈その他疑義は経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長が決定する。

10. 施行年月日

本規約は 2019 年 3 月 14 日から施行する。経済産業省は、本規約の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. お問い合わせ先

経済産業省 産業保安・安全グループガス安全室 液化石油ガス保安担当
住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
電話：03-3501-1511（代表）
メールアドレス：bzl-lpg-emblem@meti.go.jp